



ストップ! 死亡災害

須 崎 労 働 基 準 監 督 署

須崎労働基準監督署管内における死亡労働災害については、令和6年、令和7年とゼロで推移しておりましたが、令和8年に入り、作業中、3名の方（労働者、役員等）が命を落とされております。

これら死亡災害については、いずれの作業現場においても、安全管理の徹底がなされておらず、労働安全衛生法違反が認められるものでした。

このような状況を受け、当署として死亡労働災害を含む重篤災害の増加に歯止めをかけ、労働者の方を含め作業員が安心して、安全に働くことができるよう職場環境を構築していただくため、安全管理の徹底について、現場での指導や各種説明会等あらゆる機会を通じ、さらなる取組みの強化を図ることとしています。

つきましては、関係者の皆様におかれましても、死亡災害に関する下記の安全管理上の基本的事項の徹底を図っていただき、労働災害の撲滅に向けて、安全活動の取組に万全を期されるよう、お願いいたします。

安全管理の基本的事項について

- 1 安全第一（作業効率優先となっていないですか？）
- 2 労働安全衛生法等関係法令の遵守
※ 作業開始前に作業現場の状況を確認し、関係法令違反が発生しないよう適正な措置を講じていますか？
- 3 高所作業における墜落防止措置の徹底（2に同じ）
- 4 作業間の連絡調整の徹底
- 5 労働者の健康管理の徹底（熱中症対策を含む） 等

STOP! 死亡災害
（労働災害を含む）

労働災害を無くし、安心して、安全に働ける職場環境に!

